

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省資源エネルギー庁）

| 制 度 名 | エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 | |
|----------|--|-----------|
| 税目（条文番号） | <p>法人税、所得税</p> <p>根拠法令：租税特別措置法 第10条の2の2、第42条の5 第68条の10 租税特別措置法施行令 第5条の4、第27条の5 租税特別措置法施行規則 第5条の8、第20条の2 告示 平成4年3月31日大蔵省告示第57条 最終改正平成20年4月30日財務省告示第159号 平成4年11月30日大蔵省告示第224号 最終改正平成12年3月31日大蔵省告示第74号</p> | |
| 見直しの内容 | <p>「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」が改正され、施策対象が非化石エネルギーに変更されたことに伴い、所要の見直しを図る。</p> <p>具体的には、別表5「その他の石油代替エネルギー利用設備等」の各設備について、以下の三点の見直しを図る。</p> <p>「地方天然ガス化設備」等天然ガス関連設備（天然ガス出荷導管、天然ガス受入導管、液化天然ガス貯蔵装置、熱量変更設備、多品種受入型液化天然ガス貯蔵装置、天然ガス利用設備、天然ガス利用ボイラー、天然ガスフォークリフト、廃棄物熱利用設備、天然ガス自動車及び天然ガス自動車用燃料供給設備）について、本税制措置の対象から除外する。</p> <p>施策対象が非化石エネルギーに変更されたことから、ガス設備のうち非化石エネルギーとして位置付けられている「バイオガス」利用のための設備について、「バイオガス利用設備（バイオガス発生・供給設備及びバイオガス受入導管等設備）」として別表4「新エネルギー利用設備等」に移行する</p> <p>燃料電池自動車、燃料電池自動車用燃料供給設備、電気自動車及び燃料電池設備については、省エネに資するとの観点から別表2「エネルギー有効利用付加設備等」へと移行する。</p> | |
| | 増収見込額 （平年度） | 8,192 百万円 |

廃止又は縮減の理由

第二次オイルショック後、代エネ法等に基づく石油代替エネルギー政策推進の結果、石油依存度は低下したが、化石燃料依存度は、依然として高い比率を維持している。昨今の資源価格の乱高下や地球温暖化対策の推進をふまえると、化石燃料への依存度低減が強く要請されている。そこで、化石燃料への依存体制を改めるべく、石油依存の脱却を図るといふこれまでの石油代替エネルギー施策を見直し、非化石エネルギーの開発及び導入の促進を図るため、代エネ法を改正した。

代エネ法改正に伴い、今後のエネルギー政策については、引き続き我が国のエネルギーセキュリティの向上を図るとともに、地球温暖化対策についても強力に推し進めるため、需要面については「省エネ法」に、供給面においては今般措置された「エネルギー供給構造高度化法」及び「改正代エネ法」に基づき、推進していくこととなっている。

具体的には、これまで通り、省エネ対策の強化、新エネルギーの導入促進、電力負荷平準化対策等を総合的に促進していくことが必要であるとともに、「エネルギー供給構造高度化法」では、天然ガスを含む化石燃料の利用の支援について、高度な利用を促進するものに限定することとしている。

エネ革税制についても、これまで「石油から代替エネルギーへの転換」を趣旨として支援してきた別表5の各設備について、上記の考え方に基づき、その政策上の必要性や政策効果等を踏まえて、縮減または他の別表への移行で対応することとしたい。